

請求書等の押印省略に関する Q&A

No.	質 問	回 答
1	押印が省略できる書類は何ですか。	令和8年8月1日以降に発行される請求書、納品書、見積書(以下、「請求書等」という。)が対象になります。詳細は請求書等記載例をご確認ください。
2	押印が省略された請求書等の真正性の確認については、どのように行われますか。	押印が省略された請求書等の真正性を担保するため、請求書等の提出をされた担当者が在籍しているか電話等により確認させていただく場合があります。
3	電子メール、FAXで請求書等の提出は可能ですか。	電子メールによる提出は可能です。FAXによる提出は、正当な請求書等の要件が鮮明に読み取れない可能性があることから不可とします。ただし、参考見積書はFAX可とします。
4	請求書等を電子メールで提出する場合、ファイル形式の指定はありますか。	改ざん防止のためPDF形式の添付ファイルとしてください。 (写真データは不可)
5	電子メールで提出する場合、送信先はどこにすればよいですか。	その取引等を担当する担当部署(課・係等)のメールアドレスに送信してください。不明な場合は、担当職員にお尋ねください。また、受領漏れを防ぐため送信後は必ず担当部署に受信確認を行ってください。
6	従来通り押印された請求書等を電子メールで送ることはできますか。	可能です。ただし、その場合は押印省略されたものと同様の扱いにより、発行責任者、担当者と連絡先(電話番号)が記載してあることが条件です。
7	債権者が個人の場合はどのようにすればよいですか。	個人の場合も押印省略は可能です。その際は、必ず住所・氏名・連絡先(電話番号)を記載してください。
8	個人での電子メール提出は可能ですか。	個人での提出も可能ですが、個人情報等が含まれますので、誤送信などセキュリティには十分ご注意ください。 (添付ファイルにパスワードをつける等)
9	押印を省略した請求書等を修正する場合、訂正印で修正してもよいですか。	押印を省略した請求書等については、訂正印による修正は不可とします。お手数ですが再度作成のうえ提出してください。
10	請求権や受領を委任する場合に提出する委任状も押印を省略できますか。	できません。これまでどおり押印し代表者職・氏名を記載してください。

11	「担当者」とはどういった者ですか。	請求に関する事務を担当する方をいいます。
12	発行責任者や担当者名の記載は、苗字のみでもよいですか。	必ず、氏名（フルネーム）を記載してください。 また、役職がある場合は職名も記載してください。
13	法人代表者の職名・氏名等も省略することは可能ですか。	できません。今回の取扱いは、押印を省略できるようにするもので、法人の代表者の職名・氏名の記載を省略できるものではありません。
14	連絡先は携帯電話でもよいですか。	原則固定電話です。設置していない場合には、法人代表者、担当者それぞれの携帯電話番号を記載してください。
15	契約書、申請書等の押印は省略できますか。	契約書、申請書等は押印省略の対象ではないため省略できません。 今回は請求書、納品書、見積書のみを対象とします。